

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務(ガバメントクラウド・標準準拠システム移行等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料（電子による提出を含む）に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納管理業務を実施する。 また、公金受取口座情報を活用した還付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 申告受付支援システム 3 地方税電子申告支援サービス 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー 6 eLTAXシステム 7 国税連携システム 8 個人住民税申告ポータル 9 マイナポータル申請管理 10 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民税賦課情報ファイル 申告情報（電子による申告データを含む）ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48、160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部税務課 電話0241-24-5217
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<喜多方市における措置> ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・セキュリティの担保された閉域的ネットワークで構成している。 ・ログ情報をシステム上に記録し、必要に応じて解析等を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について、継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策等を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSや、ミドルウェア等について、緊急性の高い場合は、セキュリティパッチを即時に適用し、それ以外は、定期保守時に適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データ等は、複数回、異なる方式による認証を実施するとともに、すべてのデータの暗号化を実施する。また、利用者に応じて、必要最低限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	喜多方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。副本登録は自動連携により行うこととしているところ、当該サーバーにはアクセス権限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年12月1日	初版作成				2
平成27年3月20日	法令上の根拠(3. 個人番号の利用、4. 情報連携)	(注) なお、別表第二の「主務省令で定めるもの」について、平成26年12月1日時点で当該主務省令は未公布である。	前記記載のとおり	事後	平成26年12月12日付け主務省令の公布により説明の追加及び表記の整理をした。
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署	課長 樟山敬一	課長 都倉浩二	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部税務課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第16条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年12月12日付け令第7号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	課長 都倉浩二	課長 鈴木 守	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 鈴木 守	税務課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和1年12月16日	評価の再実施				
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20条	・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20条	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に市民税額を計算し、賦課する。 (1)賦課に係る業務 ①課税資料の入手(確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書等) ②申告情報の入力 ③課税資料の名寄せ ④課税資料の回送及び調査、他機関への提供 ⑤税額の通知 (2)特別徴収に係る業務 (3)減免に係る業務 (4)課税証明書等、収入・所得に関する証明書の発行	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納管理業務を実施する。 また、公金受取口座情報を活用した還付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	1 個人住民税システム 2 申告受付支援システム 3 地方税電子申告支援サービス 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー 6 eLTAXシステム 7 国税連携システム	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,8 4,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、160の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	喜多方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。副本登録は自動連携により行うこととしているところ、当該サーバーにはアクセス権限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。 また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。 これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年9月1日	ガバメントクラウド・標準準拠システムへの移行及び個人住民税申告の電子化に伴う再実施			事前	